

# 公益社団法人 群馬県栄養士会定款施行細則

## 第一章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は定款第46条により、会務執行について必要な事項を定める。

(事 務 局)

第2条 本会に事務局を置き、公益社団法人群馬県栄養士会（以下「本会」という）事務局という。

2. 本会に事務局長を置くことができる。事務局長は、会長が任命する。

3. 事務局は、次の業務を行う。

(1) 公的な登録、届出、報告等に関する事務

(2) 会員の管理に関する事務

(3) 総会に関する事務

(4) 理事会に関する事務

(5) その他法人の運営に関する事務

4. 前項の事務を行うために必要な庶務規則を別に定める。

## 第二章 会 員

(入会手続き等)

第3条 正会員になろうとする者は、定款第5条(1)に該当する者で入会申込書(様式第1号)に総会で定められた入会金並びに会費を添えて、会長に提出しなければならない。

2. 名誉会員は、定款第5条(2)に基づいて理事会で推薦する。

3. 賛助会員になろうとする個人又は団体は、定款第5条の(3)に基づいて入会申込書(様式第2号)を提出しなければならない。

(総会・理事会の承認・登録)

第4条 会長は、総会で承認された名誉会員を名誉会員台帳(様式第3号)に登録し、名誉会員の証(様式第4号)を交付しなければならない。

2. 会長は、理事会で承認された賛助会員を賛助会員名簿に登録し、その旨を通知しなければならない。

(会費の納入)

第5条 会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員は入会した年度から、総会で定められた会費を納入しなければならない。

(2) 名誉会員は、承認された翌年度からの会費は免除される。

(3) 賛助会員は承認された年度から、総会で定められた賛助会員会費を納入しなければならない。

(4) 正会員会費及び賛助会員会費の運用については、公益目的事業(公益1)への配分を50%以上とする。

(登録事項の変更)

第6条 会員は、住所・勤務先・氏名等の登録事項に変更があったときは、15日以内に変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

2. 会長は、変更届を受理したときは、速やかに名簿又は台帳の該当事項を変更しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員が退会するときは、退会届(様式第6号)を提出することにより任意に退会することが出来る。

2. 会長は、退会届を受理したときは、正会員名簿から退会者を削除する。

(除名)

第8条 会長は、定款第9条第1項に該当する者が出たときは、理事会の承認を得て総会に諮り除名する。

(入会金・会費)

第9条 本会の入会金及び会費は、総会の定めにより次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,000円(正会員のみ)
- (2) 正会員会費 8,500円(年額)
- (3) 賛助会員会費 30,000円(年額)

(会費の納入)

第10条 継続会員は、会費を会費納付書(様式第7号)により前年度末(3月末)迄に納入しなければならない。

### 第三章 事業

(主旨・事業体制)

第11条 本会の毎年度予算の1/2以上は、県民の公衆衛生の向上及び健康の増進等の公益目的事業に使用するものとする。

2. 会員は次の6つの部から1つを選択して所属し、部に該当する事業を実施するものとする。ただし、会の方針によっては所属部以外の事業に加わることができる。

- ①医療事業部      ②学校健康教育事業部      ③研究教育事業部
- ④公衆衛生事業部    ⑤地域活動・栄養関連企業等    ⑥福祉事業部

3. 部担当代表者は、原則として部所属理事から選任する。ただし、所属理事がない場合は他の理事から選任することができる。部担当代表者は会員の中から幹事を選任し、部の円滑な運営に努める。

4. 本会に関係する事業が終了したときは、1ヶ月以内に事業報告を行うものとする。なお、事業報告は会長あてに事業部長又は該当事業責任者が行う。

(負担金)

第12条 本会は、研修会・講演会等で必要な経費の一部又は全部を会員に負担させることができる。

(委託事業)

第13条 本会は、定款第35条に規定する協力団体に事業を委託することができる。

2. 事業を委託するときは、事業内容、委託費、委託先について理事会の承認を得なければならない。

### 第四章 役員

(役員の種類)

第14条 役員は、定款第20条に基づく理事と監事とする。

2. 役員数は、定款第20条に規定された人数(理事:15~20名、監事:2名)の範囲内とし、選挙管理委員会により総会で選任する。

3. 理事は正会員の中から選任し、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。なお、会長、副会長及び専務理事は、理事会でその候補者を選定し総会に付議することができる。

4. 監事は正会員に限定されないが、選挙管理委員会により総会で選任する。

(役員 の 補充)

第 15 条 役員が任期中に辞任又は死亡等により欠員となったときは、前回選挙の次点者とし、  
該当者がいないときは選挙管理委員会が推薦し、理事会に諮って選任する。

## 第五章 執行機関

(業務執行体制)

第 16 条 本会の業務執行に当たり、総務、企画、学術、広報、栄養CSの5部を置くものとする。

2. 各部長は、三役以外の理事の互選によって選出する。
3. 部長は専務理事の承認を得て、他の理事及び正会員の中から副部長及び部員を選任することができる。
4. 理事の中から地域担当(9名)職域担当(6名)を選任する。なお、当該担当は、他の役職と重複することができる。
5. 部長は必要により専門委員会を設けることができる。

## 第六章 協力機関

(協力団体)

第 17 条 本会の業務執行に当たり、県内にある12の地域栄養士会から協力を得ることができる。

- ①前橋栄養士会 ②高崎栄養士会 ③桐生栄養士会 ④伊勢崎栄養士会
- ⑤太田栄養士会 ⑥渋川栄養士会 ⑦藤岡栄養士会 ⑧富岡栄養士会
- ⑨安中栄養士会 ⑩吾妻郡栄養士会 ⑪沼田栄養士会 ⑫館林栄養士会

## 第七章 選挙

(役員選挙)

第 18 条 定款第20条の役員は、選挙による選出を原則とし、選挙は別に定める選挙規定により実施する。

## 第八章 雑則

(その他の規則)

第 19 条 その他、本会の運営において必要な事項で定めのないことについては、理事会で協議し決定する。

(細則の変更)

第 20 条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この細則は公益社団法人群馬県栄養士会定款施行の日から施行する。

- ・平成 25 年 5 月 25 日 第 1 回定時総会で承認 第 9 条(2)
- ・平成 25 年 9 月 21 日 第 2 回理事会で一部修正 第 11 条 3
- ・平成 27 年 3 月 14 日 第 4 回理事会で一部修正 第 11 条 4
- ・平成 28 年 3 月 19 日 第 4 回理事会で一部修正 第 16 条
- ・平成 29 年 3 月 18 日 第 4 回理事会で一部修正 第 3 条 2、第 5 条(4)(5)
- ・平成 31 年 3 月 16 日 第 4 回理事会で一部修正 第 4 条、第 5 条(1)(4)(5)、第 9 条(1)
- ・令和 5 年 10 月 14 日 第 3 回理事会で一部修正 第 11 条 2、第 16 条 4、第六章